

# 岩手県屋外広告物条例 Q&A

公開版

県土整備部都市計画課景観まちづくり担当  
令和6年4月

# 目 次

1	屋外広告物条例第2条（定義）関係	1～2
2	屋外広告物条例第5条（禁止物件等）関係	2～3
3	屋外広告物条例第6条（表示等の許可）関係	3～4
4	屋外広告物条例第7条（適用除外）関係	4～7
5	屋外広告物条例第9条（変更等の許可）関係	7
6	屋外広告物条例第16条の10（管理する者の設置）関係	7
7	屋外広告物条例第16条の11（管理する者等の届出）関係	8
8	屋外広告物条例別表第1関係	9～10
9	屋外広告物条例施行規則第1条の2（定義）関係	11～13
10	屋外広告物条例施行規則第2条（屋外広告物等表示等許可申請書）関係	14
11	屋外広告物条例施行規則第5条の5（許可の期間）関係	15
12	屋外広告物条例施行規則別表第1の1関係	15～17
13	屋外広告物条例施行規則別表第1の2関係	18～22
14	屋外広告物条例施行規則別表第2～8関係	23～37
15	別に定める様式関係	38

## 1 屋外広告物条例第2条（定義）関係

No1 「常時又は一定の期間」は、具体的にどのように運用するのか。

これは、土地、建物その他の工作物等に定着して表示・掲出（屋外広告物の表示又は屋外広告物掲出物件の設置を「屋外広告物の表示・掲出」という。以下、同じ。）されるものに屋外広告物の範囲を限定し、街頭で頒布するビラ、チラシのようなものを含まないとの趣旨であり、具体的な期間の長さにより、屋外広告物に該当するか否かが左右されるものではない。

No2 屋外広告業の範囲は。

屋外広告業とは、屋外広告物の表示・掲出を行う営業を言う。

表示・掲出を行う営業であるため、例えば、印刷会社のように単にポスター印刷を行う業者は、屋外広告物を作成してはいるが、表示・掲出行為自体を施主から請け負っているわけではなく、屋外広告業者ではない。

また、営業と言い得るためには、表示・掲出行為を、対価を得る形態で、継続反復して行っていることが必要である。従って、自家用広告物の表示・掲出行為を自己が行う場合は、屋外広告業として登録する必要はない。

No3 実際の工事形態において、大手ゼネコンが施主から工事を請け負うが、工事自体は下請企業が行うという形態がある。この場合、登録が必要なのは、下請企業のみのように見られるが、構わないか。

表示・掲出を行う営業とは、実際に工事を行うことを指すのではなく、対価を得て、表示・掲出行為を施主から請け負うことを継続反復することである。従って、この場合、元請企業も下請企業も、施主から表示・掲出行為を請け負っていることには変わりはなく、双方が登録の必要な屋外広告業者である。

No4 もっぱら屋外広告物の管理のみを行う業者は、屋外広告業者か。

屋外広告業とは表示・掲出を行う営業であり、もっぱら屋外広告物の管理のみを行う業者は屋外広告業者ではない。

No5 広告代理店やデザイン事務所は、屋外広告業に含まれるのか。

単に施主と屋外広告業者を仲介する広告代理店は、屋外広告業者には該当しない。また、もっぱらデザインのみを行う業者も屋外広告業者には該当しない。ただし、施主との間で、表示・掲出行為まで請け負う場合は、登録が必要である。

No6 【申請者と全く関係のない絵画、写真は屋外広告物か。】

壁面に表示されている絵画や写真は屋外広告物として、規制できるものか。

営利・非営利を問わず屋外広告物であり、規制の対象となる。 屋外広告物法第2条において「屋外広告物」とは、“常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。”と定義されており、県条例においても全く同様の規定としていることから、屋外広告物の定義は法と同じものとしている。

屋外広告物法の解説をしている国土交通省監修の書籍「屋外広告の知識」において、「建築物の外側等における絵画又は写真の表示は、通常の場合、絵画又は写真の内容とこれを表示する者の事業等との関係の有無に関わりなく、一定の概念、イメージ等を伝達することを目的として“公衆に表示”されていると認められ、屋外広告物に該当する。」とされており、本県としても同様の扱いとする。

No7 【屋外広告物の定義について】

仏像は屋外広告物の取扱いとなるか。

神仏像は屋外広告物には該当しない。

## 2 屋外広告物条例第5条（禁止物件等）関係

No8 条例第5条第4項でいう「国又は地方公共団体」に、独立行政法人や町内会は含まれるか。

独立行政法人は、国及び地方公共団体とは別の法人格を有し、企業会計原則を有する法人であり、国又は地方公共団体には含まれない。同様の趣旨で、公社や第三セクターも含まれない。

また、町内会を、これに含まれると判断することも出来ない。

No9 条例第5条第4項でいう「国又は地方公共団体」に、指定管理者は含まれるか。

指定管理者は、国又は地方公共団体ではなく、民間企業として指定管理を行っており、国又は地

方公共団体に含まれない。

No10 条例第5条第4項第2号に規定する「指定団体」とはどのような団体をいうのか。

「指定団体」については、「屋外広告物条例の規定による公共目的を有する法人その他の団体の指定（平成26年告示第170号）」により、1 日本赤十字社、2 一般社団法人岩手県交通安全協会及び県内の各地区交通安全協会、3 公益社団法人岩手県防犯協会連合会並びに県内の各地区防犯協会連合会及び各市町村防犯協会が規定されている。

No11 横断歩道橋は禁止物件ではないのか。

条例第5条第1項第1号に規定する「橋りょう」に含まれることから禁止物件となる。

No12 ガードレールは禁止物件に含まれるのか。

ガードレール（車両用防護柵）は、条例第5条第1項第6号に規定する防護さくに含まれることから禁止物件となる。

### 3 屋外広告物条例第6条（表示等の許可）関係

No13 第2種特別地域に指定される道路における規制の範囲には、インターチェンジ等の引き込み線も入るのか。

第2種特別地域に指定される道路本線の端部から両側500mの範囲とする。インターチェンジ等の引き込み線については道路本線とは解さない。

No14 【市役所が設置する電柱巻付広告物について】

管内市役所にて、既設電柱に許可基準に適合しない電柱巻付広告物として「津波浸水ラインの表示板」の設置を計画しているが表示・設置することは可能か。

条例第6条第3項第1号により、国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件については、あらかじめ知事に届出をして表示し、又は設置することができるとされている。このことから、許可基準への適合の適否に関わらず、届出されれば受理する必要があり、設置することは可能である。

No15 【バス停留所の広告物について】

バス停の時刻表の下などに添加されている広告物は屋外広告物の許可申請が必要か。

屋外広告物条例に基づく許可申請が必要。

道路占用許可申請時には、屋外広告物条例に基づく許可書の添付が必要となる。

No16 【第2種特別地域について】

高速道路内のガソリンスタンドは、第2種特別地域となるか。

第2種特別地域となる。(都市計画法第8条第1項又は第2項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域(第3種市街地景観地区にあたる地域)を除く。)

※条例第6条第2項第2号の規定により指定する地域及び場所(第2種特別地域)として、「東北縦貫自動車道及び東北横断自動車道の全線並びにその両側500m以内の地域」を、H23岩手県告示第254号にて指定しているもの。

No 17 【既存の屋外広告物に照明を取り付けた場合の申請手続きについて】

許可申請を行い設置済みの屋外広告物が、新たに照明を取り付ける場合は条例第9条第1項の変更許可が必要か。

変更許可ではなく、条例第6条第1項の新規許可となる。

## 4 屋外広告物条例第7条(適用除外)関係

No 18 単なる所有地、事業所を伴わない資材置場等の広告物は自家用広告物に該当するか。

単なる所有地や事業所を伴わない資材置場等に表示・掲出された広告物は自家用広告物に該当しない。

No 19 観光農園内に、観光農園である旨表示する屋外広告物は、条例第7条第1項第7号でいう「自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場」に該当するか。

観光農園とは、対価を支払ったものに対し、農産品の収穫等の行為を認める施設であり、当該農園は、事業所又は営業所として判断される。

従って、照会の屋外広告物は、事業所又は営業所に、営業の内容を表示するための屋外広告物であり、自家用広告物となる。

Ⅰ No 20 ビルのそで看板が、歩道上に突出している場合、これは、施行規則第1条の2第1項第1号で定める自家用広告物に該当するか。

自家用広告物に該当する。

そで看板はビルの付属物であり、ビルに付属している以上、公道上に突出していたとしても、自家用広告物となる。また、例えば、建植広告物において、板面の一部が隣接する他人所有の土地に突出していても、建植広告物の主要な部分が自己の住所内にあれば、自家用広告物に該当する。

ただし、道路占用許可又は使用に関する同意書等の許可申請書への添付が必要。

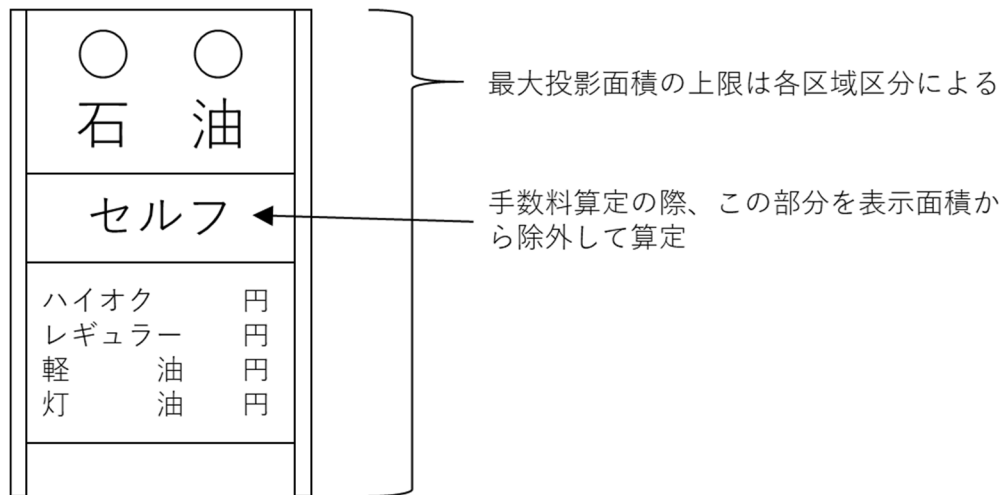
Ⅰ No 21 ガソリンスタンドにおける「セルフ」「〇〇：〇〇～〇〇：〇〇」の表示は、どのように取扱うべきか。

「危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）」第28条の2の5第1項（及びそれを受けた平成10年3月13日消防危第25号消防庁危険物規制課長通知「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について」）は、顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所には、当該給油取扱所へ進入する際見やすい箇所に顧客が自ら給油等を行うことができる給油所である旨表示することを義務付けている。この場合の表示の方法は、「セルフ」、「セルフサービス」等の記載、看板の掲示等により行うこととしており、さらに一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる営業形態の給油取扱所にあつては、当該時間帯の表示も義務付けている。

したがって、「セルフ」の表示は、条例第7条第1項第1号に該当すると判断して差し支えない。また、「〇〇：〇〇～〇〇：〇〇」の表示も、セルフとなる時間帯を示すものであれば、該当するとして構わないが、多くの給油所では、単に営業時間の表示となっており、この場合は条例第7条第1項第1号には該当しない。

なお、本総理府令は大きさや表示・掲出の方法について特に明示していない。本件のような広告物は自家用広告物となるため、自家用広告物の適用除外基準である施行規則別表第10に合致しない場合は、許可基準に合致するよう、良好な景観の形成や風致の維持等の趣旨目的から指導することまで、本総理府令は妨げるものではないと考えられる。

なお、セルフ等の表示が、単体の屋外広告物により表示・掲出されている場合は、全体が適用除外となるが、次図のように、許可が必要な屋外広告物と一体となって表示・掲出されている場合についてまで、適用除外とするものではない。ただし、当該部分は手数料算定の対象外としてよい。



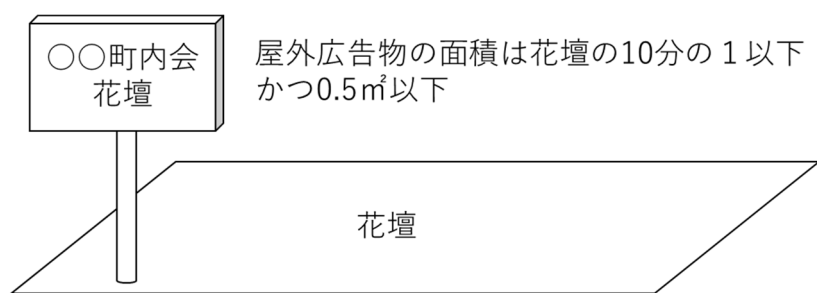
No 22 条例第7条第1項第2号でいう「官公署の庁舎等若しくはその敷地内」に、例えば、職員公舎や県営住宅は含まれるか。また、単なる所有地もこれに含まれるか。

官公署とは、一定の行政機能を有する事務所を指し、職員公舎や県営住宅はこれに含まれない。なお、民間経営のビル等にテナントとして官公署が入る場合があるが、この場合において本条項はビルの敷地まで禁止地域とする趣旨ではない。

No 23 町内会事業等で道路ぎわに整備している花壇に、花壇の整備者の名称（「〇〇町内会花壇」）を建植広告物で表示している場合がある。

このような場合、花壇の表示方向は垂直方向であり、建植広告物の表示方向は、水平方向であるため、表示方向が一致せず、施行規則別表第10中の条例第7条第1項第5号の規則で定める基準の2（「表示面における投影面積が当該表示面の表示方向から見た当該施設等の投影面積の10分の1以下であり、かつ、0.5平方メートル以下であること。」）を厳密に運用すると、表示方向から見た当該施設等の投影面積が0平方メートルとなるが、どのように取り扱うか。

花壇等の場合、花壇の面積の10分の1以下かつ0.5㎡以下と考えて、検討すること。なお、照会の場合に限定すれば、当該町内会は、花壇の管理も行っているのであり、管理上の必要に基づき管理者の氏名・名称を表示していると判断できる。したがって、この場合条例第7条第1項第5号による適用除外ではなく、条例第7条第1項第8号（管理上必要な広告物）による適用除外となる。





No 24 「売地」「分譲地」等の内容による屋外広告物は、管理用広告物か。

「売地」や「分譲地」等の内容は、当該土地を管理するために必要と認められる表現ではなく、営業上の理由によるものである。従って、管理用広告物ではない。

No 25 【管理用広告物の判断基準について】

管理用広告物とは、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれを掲出する物件であり、以下のような場合については管理用広告物には該当しない。

- ・ 「〇〇建設予定地」、「売地」、「営業時間」、「ロゴマーク（店名がデザインされたもの等）」等の営利を目的とした広告物。
- ・ 「駐車場入口」、「P+矢印」、「P」等の当該事業所等への案内誘導を目的とした広告物。（ただし、駐車場内における「一時停止」、「一方通行」等の表示については駐車場の管理を目的とするものとなるため管理用広告物となる。）

## 5 屋外広告物条例第9条（変更等の許可）関係

No 26 【電柱そで看板の枚数の減について】

複数枚の電柱そで看板を一つの許可としている場合、そのうちの数枚を撤去する場合の手続きは、変更許可申請あるいは滅失届のいずれの手续となるか。

滅失届による。※「変更」の定義に当てはまらないことから、条例上の変更には当たらない。

## 6 屋外広告物条例第16条の10（管理する者の設置）関係

No 27 管理者については、岩手県内に住所を有する者である必要があるか。

現時点ではそのような制限は行っていない。

No 28 【広告物を管理する者について】

許可に係る広告物等を管理する者は、どのような者でなければならないか。

原則：

条例の規定による許可に係る広告物を設置する者は、これを管理する者を置かなければならない。(管理する者は誰でも可(資格の有無は問わない))

ただし：

①許可期間が1月以内、2月以内又は6月以内とされている広告物等は、管理する者は不要。

②高さが4mを超え、かつ、表示面積が10㎡を超える広告物等は、建築士・広告美術科に係る職業訓練指導員免許所持者・屋外広告士のいずれかの資格を有する者でなければならない。

## 7 屋外広告物条例第16条の11(管理する者等の届出)関係

No 29 管理者の届出は、許可申請時に行うのか。

管理者の届出は、許可申請時に行って構わない。

No 30 【既存屋外広告物の申請者(法人の役員)の変更について】

許可を受けて設置されている屋外広告物において、申請者(法人)の代表取締役が変更となった場合には、届出等は必要か。

法人の役員(代表取締役を含む。)が変更になった場合、届出等の手続は不要。

※法人の名称若しくは住所を変更したときは、「屋外広告物等表示する者等名称等変更届出書(様式第11号)」による届出が必要。

※申請者が個人の場合、氏名若しくは住所を変更したときは、上記と同様に様式第11号による届出が必要。

※法人の代表取締役の変更は、条例第11条に規定する承継には当たらず、「承継届出書(様式第6号)」による届出は不要。

No 31 【屋外広告物等管理する者設置等届出書について】

「許可申請者」と「当該許可広告物を管理する者」が同一の場合でも、「屋外広告物等管理する者設置等届出書(様式第10号)」は必要か。

必要。

届出不要とする規定はなく、また、許可申請書だけでは管理する者が特定できない。

## 8 屋外広告物条例別表第1関係

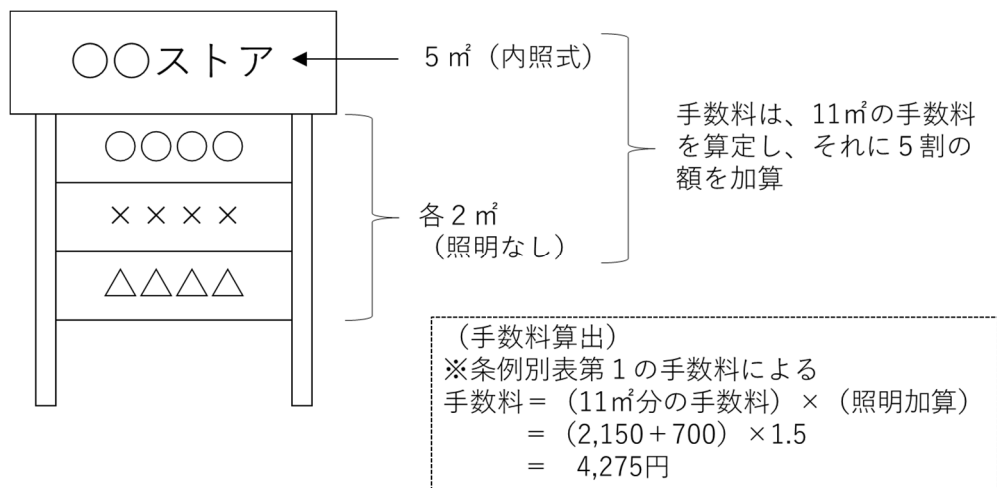
No 32 「ネオン・サイン、イルミネーション、その他の発光又は照明の装置のある広告物又は広告を掲出する物件（以下「照明装置付広告物」という。）」の範囲は。

広告物の一部分のみに、発光又は照明の装置がある場合でも、照明装置付広告物に該当する。

なお、照明装置付広告物となる場合は、その発光又は照明の装置が、当該広告物の全部又は一部を照らす目的のものである必要がある。例えば駐車場内の建植広告物に、主として駐車場を照らす目的の照明が副次的に当たっている場合は照明装置付広告物に該当しない。

No 33 建植広告物において、一部の板面のみに照明装置がついている場合は、手数料をどのように算定すべきか。

建植広告物の手数料は、1個の建植広告物の表示されるすべての広告面の合計面積としての表示面積に条例別表第1を対応させて算定するものであり、個別の板の表示面積に条例別表第1を対応させて、その後、その合計手数料を徴収するものではない。従って、仮に一部の板面のみに照明装置が付いていたとしても、まず、表示されるすべての広告面の合計面積を表示面積として算出し、それに条例別表第1を対応させて手数料額を算定、その後、その手数料額の5割に相当する額を加算するとの方法によること。



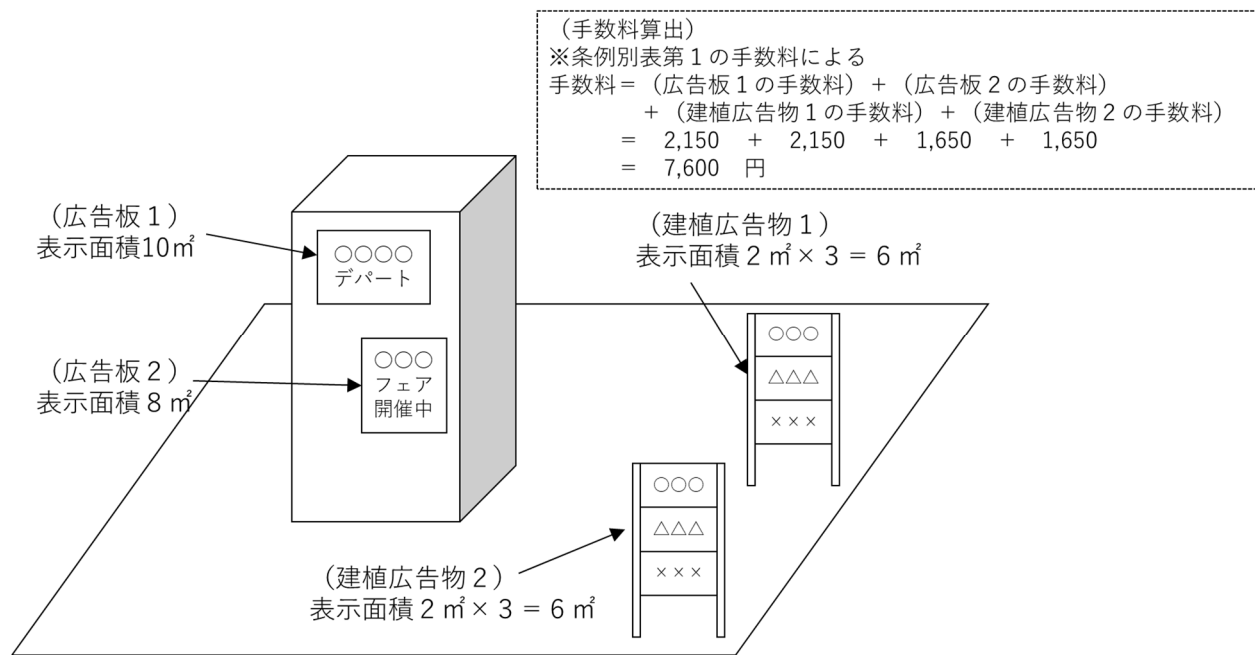
No 34 電柱巻付広告物は、多くの場合、2つ一組となっているが、これは、この一組をもって、手数料算定時の1個として差し支えないか。

条例別表第1によれば、電柱巻付広告物の手数料算定時の単位は、「1個」となっており、一組ではない。したがって、照会のような場合、これは2個として取扱うこと。

No 35 大型商業施設の場合、複数のそで看板、広告板、建植広告物又は屋上広告物が1件の申請で行われる場合があるが、例えば広告板について、1個1個の表示面積の合計でもって、手数料を算出してよいか。

広告板の許可手数料の算定は、広告板1個ずつについて、表示面積を算出し、それを条例別表第1に対応させる形で算定する。

したがって、照会のような手数料の算定方法は誤りである。そで看板、建植広告物及び屋上広告物についても同様である。



## 9 屋外広告物条例施行規則第1条の2（定義）関係

No 36 案内誘導目的とは、矢印がついている必要があるのか。

必要はない。案内誘導広告物であるかどうかの判断は、道路利用者がその表示内容により直接的に、案内対象の事業所や営業所等に誘導されうるかどうかによる。

したがって、必ずしも矢印がついている必要はなく、また、矢印がついているからといって、案内誘導広告物であると認められるわけではない。

No 37 下記のような屋外広告物を案内誘導目的と判断できるか。

〇〇〇医院  
国道4号 △△バス停そば  
電話：〇〇〇-〇〇〇〇

案内誘導広告物であるかどうかの判断は、道路利用者がその表示内容により直接的に、案内対象の事業所や営業所等に誘導されうるかどうかによる。

したがって、この広告は、単に所在地を書いてあるだけであり、案内誘導広告物とは認めがたいが、この看板の所在地が、〇〇〇医院付近の交差点であり、「△△バス停」と表記することで、その交差点を直進するのか、右左折するのか判明するという事情が存在するのであれば、案内誘導広告物として判断される。

No 38 【案内誘導広告物の定義について】

案内対象の所在地住所だけ表示された広告物は案内誘導広告物となるか。

案内誘導広告物の定義については、「案内誘導広告物の判断例」による。

### 案内誘導広告物の判断例

表示内容		判断
1	施設名称（事業所名、営業所名等）のみ	×
2	施設名称＋所在地	×
3	施設名称＋電話番号	×
4	施設名称＋所在地＋電話番号	×
5	施設名称＋距離表示（ここから〇〇k m先等）	○
6	施設名称＋方向指示（矢印、右折、直進、〇〇交差点右折）	○
7	施設名称＋方向指示＋距離表示（〇〇k m先右折、矢印〇〇k m）	○
8	施設名称＋地図表示	○
9	施設名称＋目標物（公共的施設（役場、駅等）隣等）	○

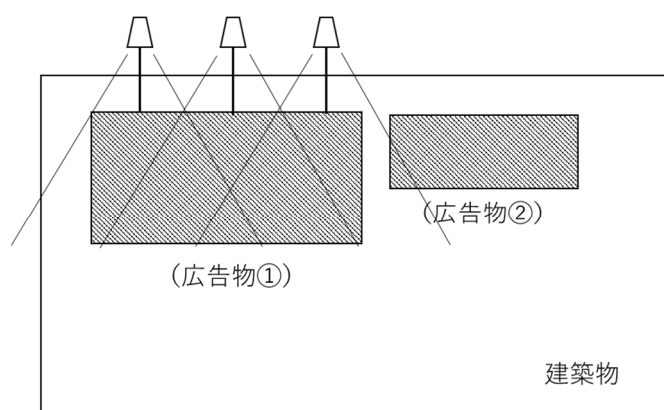
○：案内誘導広告物      ×：案内誘導広告物ではない

※道路利用者がその表示内容により直接的に、案内対象の事業所や営業所等に誘導されるかどうかで判断されるものであることから、矢印が表示されているからといって、必ずしも案内誘導になるわけではない。

#### No 39 【照明の装置のある広告物の範囲について】

ある広告物を照らすため照明を設置するが、その光が他の広告物まで届いてしまう場合、他の広告物も“照明の装置のある広告物”として扱う必要があるか。

光が届く範囲にある広告物全てを照明付広告物とするものではなく、照明設置意図により判断する。



(広告物①)  
 広告物①を照らす目的で照明装置が設置されていることから“照明の装置のある広告物”として取扱う。

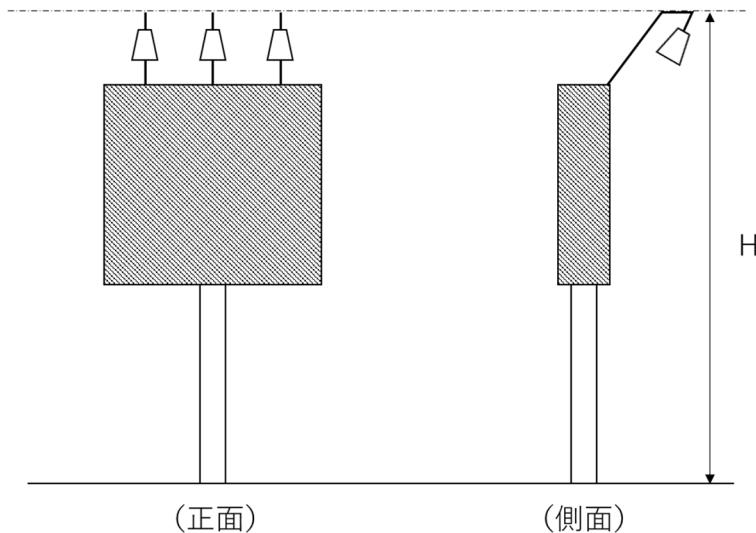
(広告物②)  
 広告物②を照らす目的で照明装置が設置されておらず、広告物①を照らす光の一部が届いているのみであることから、“照明の装置のある広告物”として取扱わない。

No 40 【照明の装置のある広告物の高さについて】

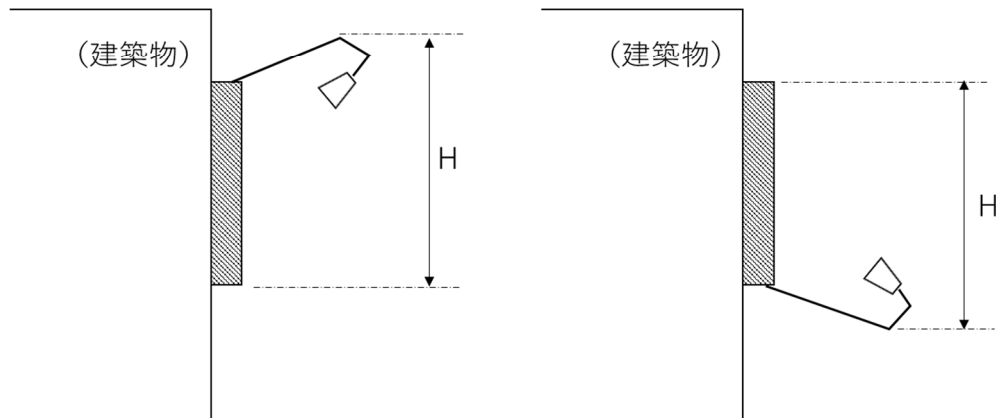
広告物の上部（下部）に、当該広告物を照らす照明（表示面より上方（下方）にアーム等が伸びているもの）が設置されている場合、“当該広告物の高さ”には照明部分も含めるか。

広告物の高さには、照明部分も含める。

【建植広告物】



【壁面広告物】



No 41 【自家用広告物の定義について】

貸アパートに「入居者募集」ののぼりを設置する場合、合計表示面積が 10 m<sup>2</sup>以内であれば条例第 7 条第 1 項第 7 号（自家用広告物）として適用除外に該当すると取り扱ってよいか。

営業目的の内容（自己の事業又は営業の内容の一部を表示）を表示したものと判断されれば、自家用広告物に準ずるものとして扱う。合計表示面積が 10 m<sup>2</sup>以内であれば条例第 7 条第 1 項第 7 号（自家用広告物）として適用除外となる。

## 10 屋外広告物条例施行規則第2条（屋外広告物等表示等許可申請書）関係

No 42 自家用広告物の許可申請に対し、その営業所が賃借地にあった場合は、所有者との賃貸借を証明する書類が必要か。

所有者又は管理者の同意を必要とする場合、それがあったことを証明する書類（以下「同意書」という。）を許可申請書の添付書類としている趣旨は、屋外広告物の表示・掲出は短期間で可能であるため、権原のない土地に屋外広告物を無断で表示・掲出することも比較的容易であり、かつ可能性も高いため、このような不法な屋外広告物を許可対象から排除する目的で添付を求めているものである。

しかし、自家用広告物については、そもそも営業所等の付属物として屋外広告物が表示・掲出されることから、同意書の添付は求めない。ただし、当該営業所が明らかに不法占用である場合、同意書を求める場合がある。

No 43 【建築確認済証の添付について】  
建築確認が必要な工作物であるが建築確認済証の添付がない場合、どのようにすべきか。

原則、建築確認済証（写）の添付が必要となる。

ただし、①又は②によることもやむを得ないとする。

- ① 建築確認済証の交付を受けていない広告物の場合、建築基準法上の違反処理が完了した旨の通知書（建築基準法第12条第5項に基づく報告書の受理通知等）をもって建築確認済証の添付とする。
- ② 建築確認済証の交付を受けたが当該建築確認済証を紛失した広告物の場合、建築確認済証を交付されていることの証明書（各公所の建築指導課にて証明（手数料400円））の添付をもって建築確認済証の添付とする。



## 11 屋外広告物条例施行規則第5条の5（許可の期間）関係

No 44 木製のものについては、許可期間が金属製のものに比べて短くなっているが、一部でも木が使われている場合は、木製として取扱うのか。

木製として取扱う。

木製のものは金属製のものに比べ、一般に耐久性が劣ることから、許可期間を短く設定し、適切な頻度で点検を行ったうえで、許可期間更新申請をしてもらうこととしている。一部でも木が混在する場合、耐久性の観点から、木の部分は構造物における弱部となることが想定されるため、全体を木製として取扱う。

## 12 屋外広告物条例施行規則別表第1の1関係

No 45 信号機に予告信号機は含まれるのか。

信号機とは、道路交通法第2条第1項第14号にいう信号機として取扱うこと。

予告信号機は、交差点の前で、事前の注意喚起を行うため設置するものであり、同号にいう信号機には含まれない。

但し、条例第5条第1項第6号で、信号機を禁止物件として規定しているが、この場合の「信号機」には、道路交通法第2条第1項第14号にいう信号機と、予告信号機を分け、予告信号機は含まれないとの趣旨によるものではないので、注意が必要である。

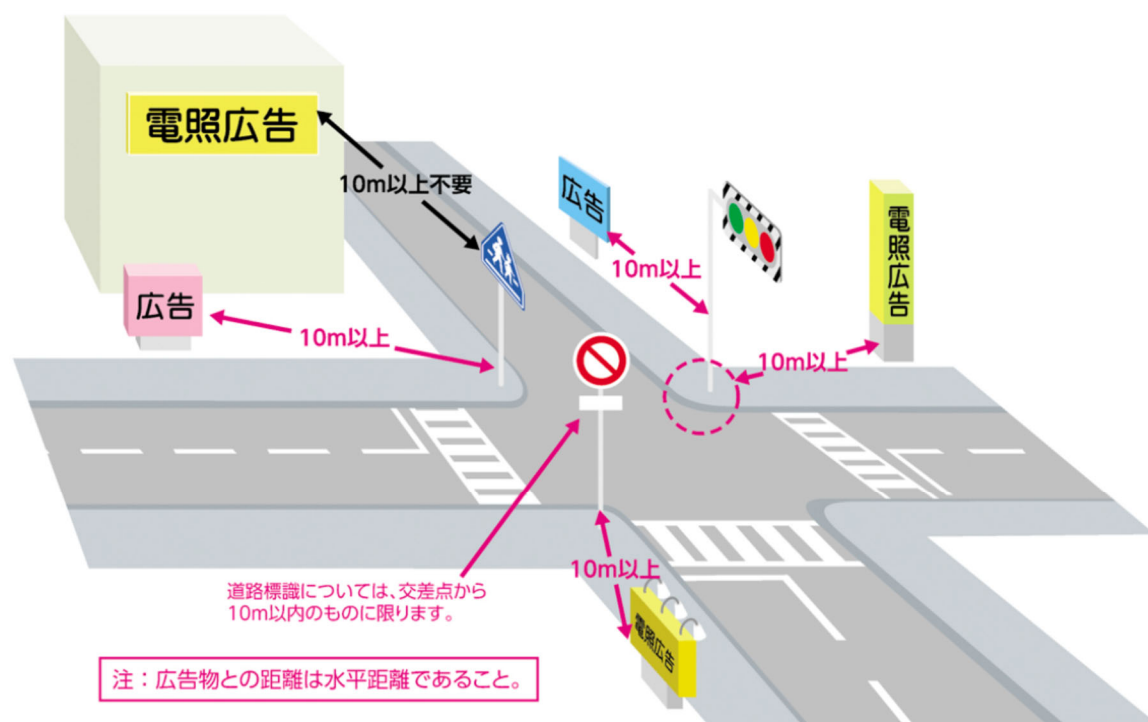
No 46 道路標識の具体的な定義はあるのか。

道路標識令（昭和35年総理府・建設省令第3号「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」）にいう道路標識である。

即ち、案内標識、警戒標識、規制標識、指示標識の全てを含む。

No 47 信号機、道路標識やカーブミラーからの距離制限について、信号機本体、道路標識の板、カーブミラー本体から、屋外広告物の板面までの距離と解して良いか。

信号機柱、道路標識柱、カーブミラー柱も含めた構造物全体と当該屋外広告物の構造物全体の水平投影面間における距離となる。



No 48 道路の反対側にある信号機、道路標識やカーブミラーからも距離制限を満たさなければならないか。

信号機、道路標識やカーブミラーからの距離制限は、

- ① 信号機、道路標識やカーブミラーへの視界確保
- ② 広告物に誘目されることによる危険防止

を意図する規制であり、角度によっては、道路の反対側にあったとしても、視界を阻害するおそれも十分想定されることから道路の反対側であっても距離制限を満たす必要がある。

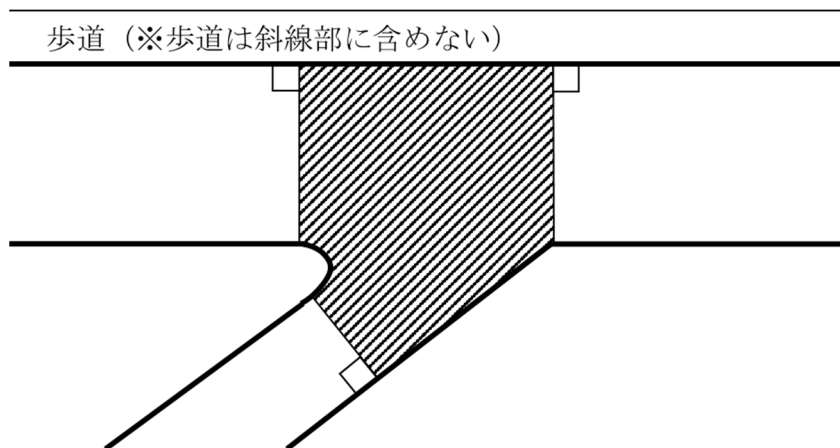
No 49 主要な交差点の角とは、具体的に交差点のどの部分を指すのか。

平成 17 年 3 月 25 日付け都第 385 号県土整備部長通知により、交差点の角とは、「交差点の側端又は道路のまがりかど」とされている。これは、道路交通法第 44 条第 2 号において規定されている「停車及び駐車を禁止する場所」との整合を取り、このような整理を行っているものである。

このうち、「交差点の側端」とは、概ね、すみきりの始端から道路の反対側の側線に垂線を下ろし、これらの垂線と各側線及びすみきり線に囲まれた部分（垂線始端説）となる。この場合、歩道は含まない。よって、下図の斜線部の側端が「交差点の角」となる。

したがって、交差点の角から 10m 離れていることを確認するためには、屋外広告物を中心に半径 10m の円を描き、その円が、下図の斜線の部分と重ならないことを確認すればよい。

なお、平成 17 年 3 月 25 日付け都第 385 号県土整備部長通知では、交差点の角に「まがりかど」も含むものとしているが、交差点ではないまがりかどから 10m 以内の地域まで規制する趣旨ではなく、また、これまで、まがりかどについては含まれないものとして運用しており、今後も同様に取扱うこと。

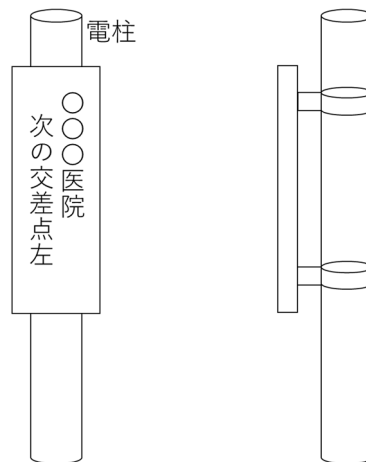


No 50 カーブミラーの具体的な定義はあるのか。

道路管理者が設置するものに限る。

### 13 屋外広告物条例施行規則別表第1の2関係

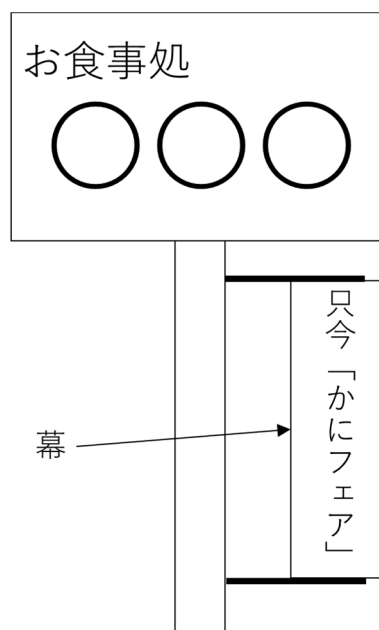
No 51 右図のような広告物は、はり札、電柱巻付広告物、電柱そで看板又は広告板のいずれに該当するのか。



電柱巻付広告物は、完全に電柱に巻き付けられた形態のものを言い、電柱そで看板とは、電柱に袖状に取り付けられたものである。

したがって、大きさが0.2㎡以下であれば、はり札となり、0.2㎡を超える場合は、広告板となる。

No52 右図のような建植広告物に懸垂幕を表示・掲出している屋外広告物は、建植広告物となるか。もしくは建植広告物と広告幕広告旗及びのぼりに分かれるか。



照会の場合、幕は、デザイン上、建植広告物の一部となっていることから、一体として建植広告物として取扱う。

但し、建植広告物の脚部などを一時利用して、幕や旗を表示・掲出する場合は、建植広告物とは別に、広告幕広告旗及びのぼりに分類される。

No 53 はり紙にボール紙等を裏打ちし、それを建物その他の工作物等にはりつけた場合、これははり紙と判断すべきか。

裏打ちがボール紙であれば、はり紙とする。裏打ちがベニヤ板であれば、はり紙ではない。

裏打ちが可撓性有り⇒「はり紙」

裏打ちが可撓性無し⇒「はり紙以外」

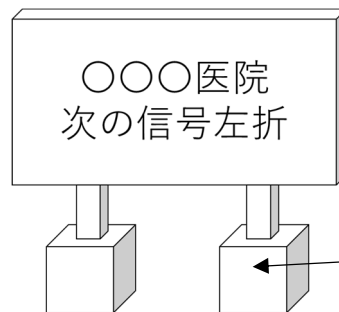
No 54 はり紙にベニヤ板を裏打ちし、それに1本ないし2本の脚部をつけて、地中に固定したものは、はり紙として取扱って差し支えないか。

地中に固定されることから、建植広告物に分類される。

No 55 0.2㎡を超えたはり札は、何に分類すればよいか。

広告板に分類する。

No 56 右図のような広告物は、これを立看板として取扱って差し支えないか。



コンクリートによる根巻き。建植してはいない。

立看板とは、主として、建物その他の工作物等に立てかけられるものであり、本件は立てかけられていないが、形状は立看板とほぼ同様であるため、立看板に類するものとして取扱って差し支えない。(本件は地中に建植されていないことから、建植広告物ではない。また、柱状又は塔状ではないため、広告柱でもない。)

No 57 広告柱の定義中、「固定されないもの」とあるが、固定された場合は、広告柱とはならないのか。

「固定」とは、土地又は建物その他の工作物に主として建植されることを言う。したがって、土地に固定された場合は、建植広告物として、建物その他の工作物に建植された場合は、屋上広告物とする。

No 58 シート地等の耐久性のある素材を利用し、四周を完全に枠等に固定して壁面等に表示する屋外広告物は、広告板に比べ軽量かつ安価であり、昨今多用される傾向にあるが、これは「広告幕広告旗及びのぼり」に該当するか。

広告旗及びのぼりには分類されない。

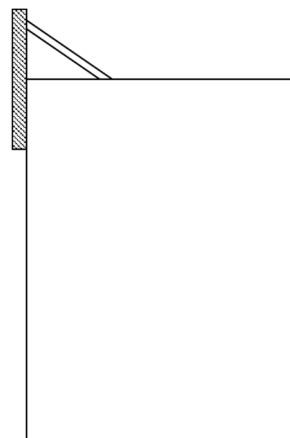
広告幕とは、いわゆる懸垂幕及び横断幕を指し、四周を完全に枠等に固定して壁面等に表示する屋外広告物を想定した規定ではなく、広告板として分類する。

なお、許可期間は、布地であることを勘案し、6月以内とするが、布地の耐久性が確認できる場合は、3年とする。

No 59 店舗のひさし等にシート地を用い、そこに店名等を書き入れている場合は、「広告幕広告旗及びのぼり」に該当するのか。

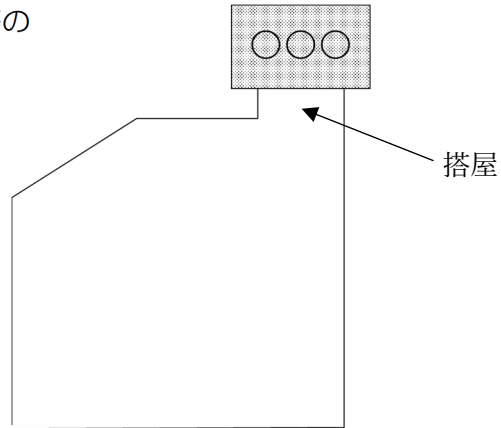
シート地には、ひさし等として別の機能が生じているため、屋外広告物ではなく、店舗としての建築物の壁面の一部であることから、壁面広告である。

No 60 建築物の壁面を利用して表示・掲出されている屋外広告物について、一部の支柱が屋上に設置されている場合、これを広告板又は屋上広告物のいずれに分類すべきか。



一部の支柱のみが、屋上に設置されている場合は、これを広告板として取扱う。

No 61 建築物の搭屋（ペントハウス）等の壁面を利用して表示・掲出された広告物は、屋上広告物に分類すべきか、広告板とするべきか。



一部の支柱のみが、屋上に設置されている場合は、これを広告板とするのが原則であるが、搭屋（ペントハウス）に表示・掲出されるものについては、屋上広告物として取扱う。

No 62 【建築物利用広告物と建植広告物の別について】

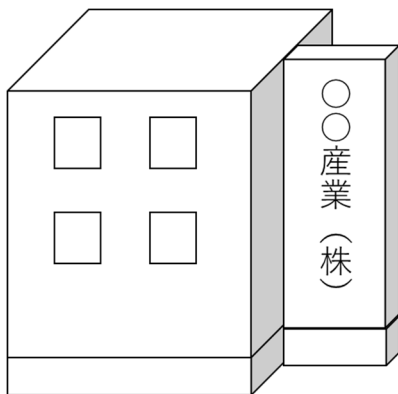
建築物利用広告物か、建植広告物かの判断に迷う場合の判断根拠はあるか。

【広告物種類】

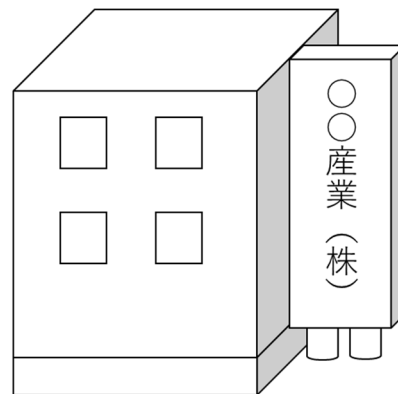
建築物の基礎と一体となっている場合には「建築物利用広告物」と、建築物の基礎と別に基礎を設置している場合には「建植広告物」である。

【表示面積の算定】

- ① 建築物利用広告物の場合  
都第 256 号（S63.8.18 付）及び都第 325 号（S63.9.19 付）に基づき算定。
- ② 建植広告物の場合  
全体が表示面となる。



建築物の基礎と一体  
⇒ 建築物利用広告物



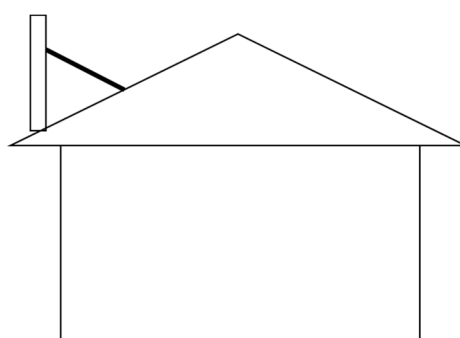
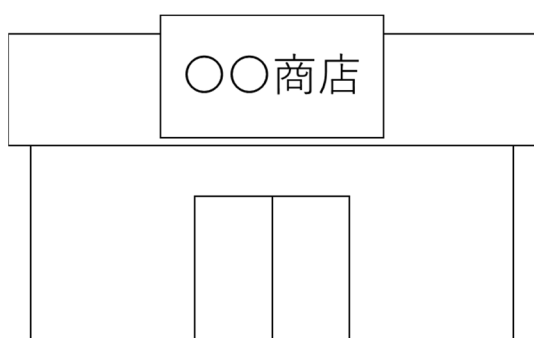
建築物の基礎と独立  
⇒ 建植広告物

No 63 【屋上広告物の定義について】

屋上広告物とは、規則において「建築物の屋上に固定されるもの及びこれに類するものであること」とされている。一般的にいう傾斜のある屋根に設置されている広告物は、屋上広告物に該当するのか。

一般的にいう傾斜のある屋根面に設置される広告物は、広告板とする。

屋上の定義は、「建物の最上部で、平面になっている部分。」とし、屋上広告物とは、「建物の屋上、建物の屋上部分にある階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類するものの壁面又は建物の屋上の工作物に表示され、又は設置される屋外広告物」とする。



No 64 【建築物の定義について】

屋外広告物条例における”建築物”の定義は、ブロック塀に表示する広告物は”建築物利用広告物”となり得るのか。

屋外広告物条例及び同施行規則における建築物とは、「土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）」とする。

※建築基準法第2条第1項第1号に規定する建築物の定義における前段部分を準用する。

(建築基準法第2条第1項第1号)

建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨こ線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。



## 14 屋外広告物条例施行規則別表第2～8関係

No 65 立看板、広告柱、建植広告物等において、2枚（個）設置できるものを一つにまとめて両面あわせた場合、表示面積が規則で定められる投影面積の2倍となるものを1枚（個）設置できるものとして考えて差し支えないか。

※建植広告物等…アーチ広告物、建植広告物、広告板（壁面広告物）、そで看板。ただし、広告板及びそで看板については、建築物に添加されるもの以外。

1面のみを使用した表示面積  $a \text{ m}^2$  の広告物と、2面を使用した表示面積  $2 a \text{ m}^2$  の広告物は、投影面積が等しく、景観に及ぼす影響が同一であることから、照会の通り取扱う。

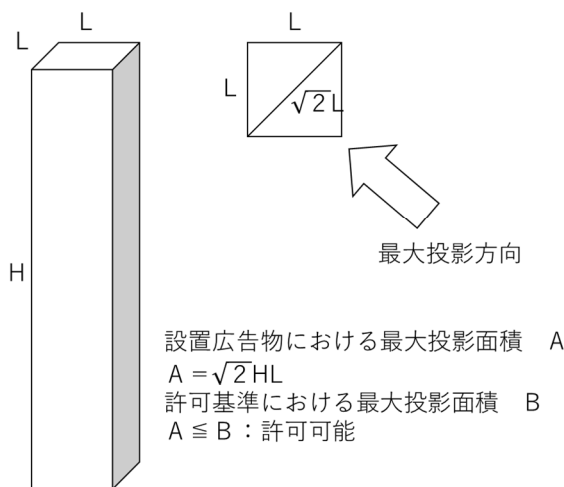


規則における投影面積の上限  $b \text{ m}^2$   
広告物の投影面積  $a \text{ m}^2$   
表示面積の合計  $2 a \text{ m}^2$   
許可条件  $a \leq b$

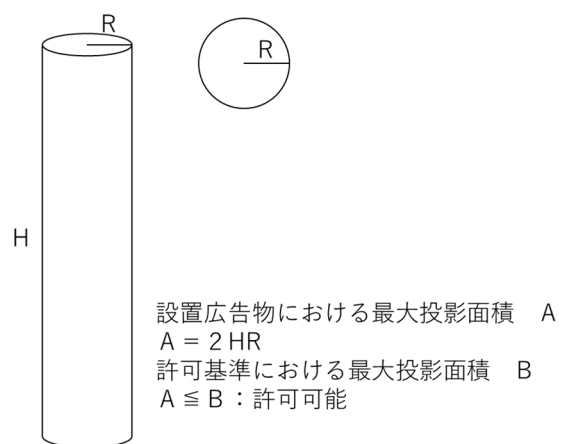
No 66 広告柱、建植広告物等において、3面以上の構造を有する広告物に対する投影面積、表示面積、許可基準の考え方はどうか。

規則において、地区及び広告物の種類毎の最大投影面積が規定されている。3面以上の構造を有する広告物（円形のものを含む）においても、景観に及ぼす影響の観点から広告物を取り巻く全ての視点から見たとき、最大となる投影面積を持って審査し、基準値以下となることを確認し許可するものとする。表示面積については、審査の対象とはならない。

(例1) 正四角柱の形状を有する建植広告物



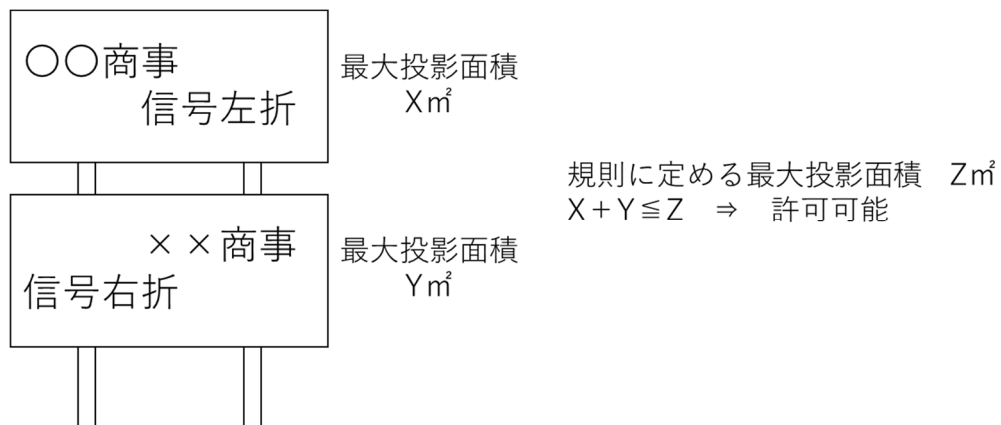
(例2) 円柱の形状を有する建植広告物



No 67 既に許可を得て表示・掲出されている案内誘導広告物（建植広告物、案内誘導対象は、A施設）の脚部を利用して、新たに別の施設（B施設）の案内誘導広告物を表示・掲出することは可能か。

合計の最大投影面積が規則に定める値以下となるのであれば、表示・掲出が可能である。この場合、表示面積の増加となるため、変更ではなく新規の許可申請が必要となる。

なお、A施設を案内する板面の最大投影面積、及びB施設を案内する板面の最大投影面積は、双方とも規則に定める値以下となるため、個数は、A・B両施設について1個ずつと算定する。

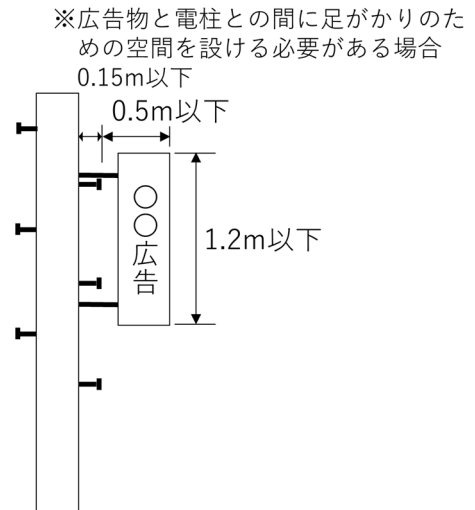
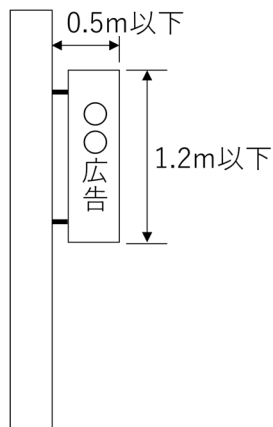


No 68 「幅員8m以上の道路」とあるが、この幅員はどのように測定するのか。

歩道がある場合は、歩道端まで含めて測定すること。

歩道がない場合は、舗装されている路肩端（舗装されていない保護路肩を含まない）まで含めて測定する。

No 69 電柱そで看板において、出幅0.5mとの基準があるが、どのように測定するのか。

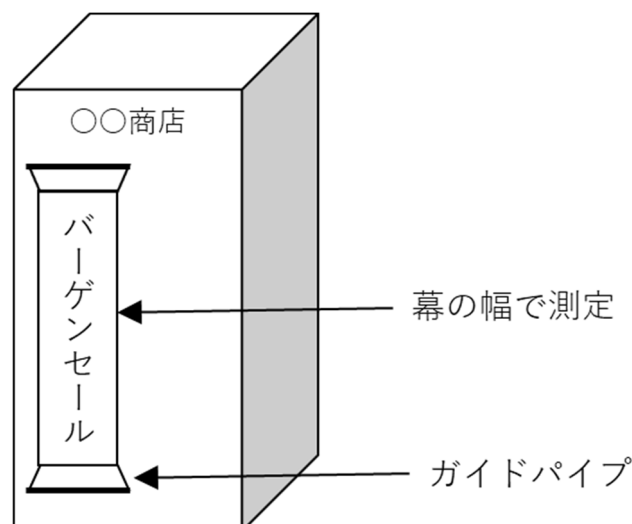


電柱から突出した出幅長さをもって規定値とする。

ただし、電柱の保安管理上の理由で、広告物と電柱との間に足がかりのための空間を設ける場合は、その幅0.15mを限度として認めることとし、広告物の出幅はその部分を除いて計測するものとする。

No 70 広告幕広告旗及びのぼりの許可において、幅1.5m以下との許可基準は、幕そのものの幅への規制であり、ガイドパイプの幅に対する規制ではないと考えて差し支えないか。

ガイドパイプの幅に対する規制ではなく、幕そのものの幅への規制である。



No 71 「広告幕広告旗及びのぼり」に相互間距離はないと考えてよいか。

相互間距離に関する規定はない。

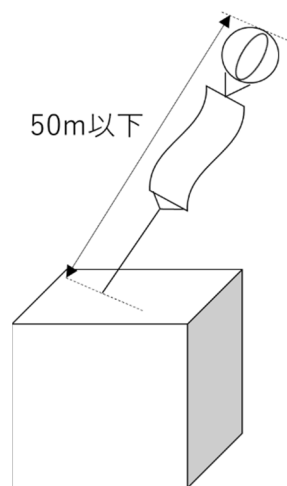
No 72 アドバルーンにおいて、気球の大きさに制限はないか。

現在、特に制限はない。

No 73 アドバルーンにおいて、気球の高さ制限は、地上からではなく、係留場所からでよいのか。

係留場所からの高さ制限であり、ビルの屋上から係留する場合、ビルの屋上が係留場所となる。

(※係留場所からの気球の高さは50m以下。)



No 74 広告幕広告旗及びのぼりにおける許可基準やアーチこう公物の定義中、「道路を横断」とあるが、私道や店舗の入口等はこれに含まれるのか。

広告幕広告旗及びのぼりにおける許可基準において、道路を横断する場合の許可基準を横断しないものに比べ厳しくし、またアーチ広告物との分類を、建植広告物とは別に設けた趣旨は、下の道路を通行する公衆の安全を確保するためである。したがって、この場合の「道路」とは、趣旨目的が同じ道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路である。

同条は、道路を

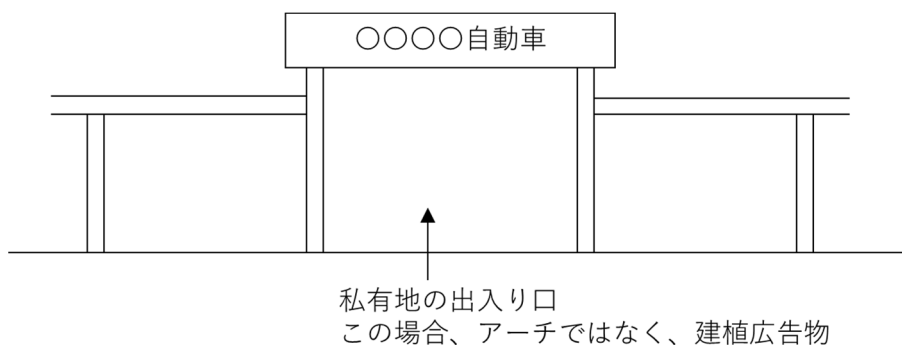
- (1) 道路法第2条第1項に規定する道路
- (2) 道路運送法第2条第8項に規定する自動車道
- (3) 一般交通の用に供するその他の場所

と定義しており、(3)について、「(一般交通の用に供するその他の場所とは) 現に一般公衆及び車両等の交通の用に要されていると見られる客観的状況のある場所で、しかもその通行することについて、通行者がいちいちその都度管理者の許可を受ける必要のない場所をいうものと解する

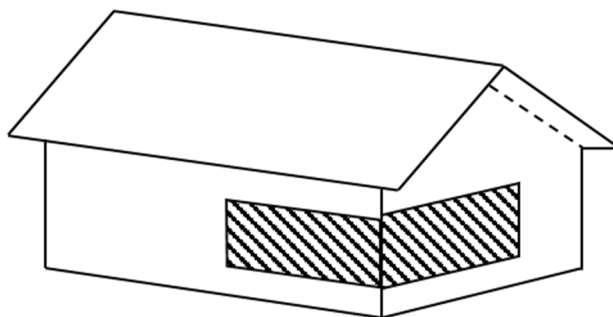
のが相当である。」との仙台高裁判決がある。(昭和 33 年 12 月 23 日)

したがって、私道についても、アーチ広告物に分類する場合はあり得るが、店舗の入口等については、これを単なる建植広告物として取扱うのが相当である。

なお、許可基準中、歩道及び車道とは、同様の道路交通法第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する歩道及び車道とする。



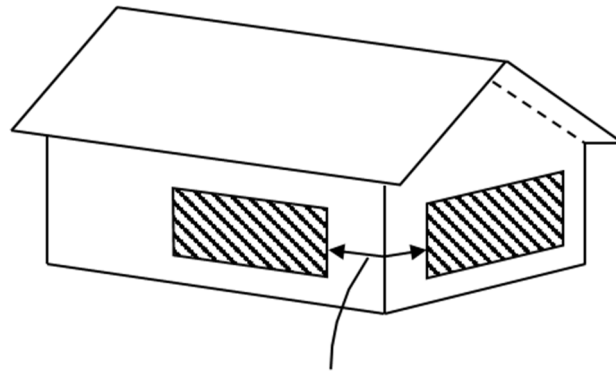
No 75 異なる壁面における広告板については、相互間距離が取れていなくても、許可して差し支えないか。



広告板の相互間距離の規定は、相互間の距離を開けずに広告板を複数個、並べて設置することにより、許可基準で規定される表示面積の上限を超える広告板が適法になるという脱法行為を防ぐことを目的とするものである。(※各表示面における投影面積が当該表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の上限値以下であることも条件とされる。)

したがって、この規定は、同一壁面における広告板のみに適用されるのではなく、異なる壁面に設置される広告板にも適用されるものである。

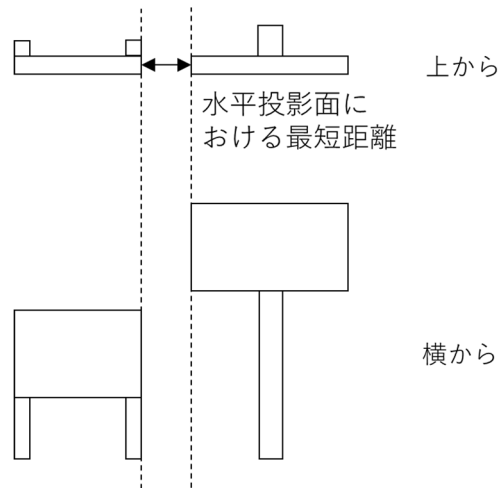
距離の測定方法は、当該二の壁面が、同一壁面であると想定して測定する。



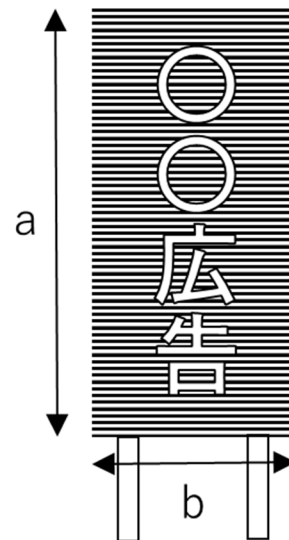
相互間距離

No 76 建植広告物の相互間距離は、建植広告物のどの部分からどの部分の間の距離を測定すればよいか。

広告物の脚部も含め、全体の水平投影面における最短距離で測定すること。板面と板面の距離ではない。

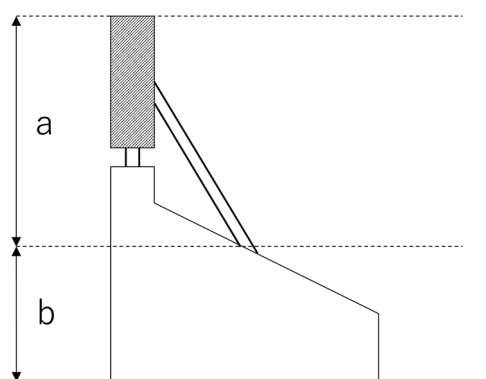


No 77 右図のような屋外広告物の許可申請があった。表示面は板ではなく、横架材を一定の間隔で、並べたものであり、背後が透けて見えるようになっている。この場合、最大投影面積や表示面積は、どのように測定すべきか。



表示面が板面はなく、横架材やメッシュ等の場合で、構造材でなく、板面の代替効果を意図したものである場合、最大投影面積を  $a \times b$ 、表示面積を  $a \times b$ （両面表示の場合、 $a \times b \times 2$ ）として算定する。

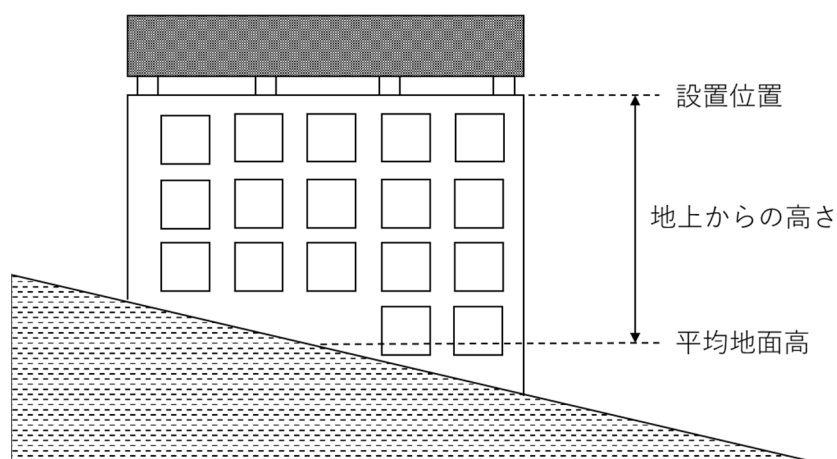
No 78 左図のような屋上広告物について、  
上下の高さ及び地上から設置位置まで  
の高さは、どのように測定するのか。



屋上広告物の高さとは、躯体としての屋上広告物の高さであり、表示面の高さではない。地上から設置位置までの高さについても同様である。

したがって、屋上広告物の高さとは、図の a であり、地上から設置位置までの高さは b である。

No 79 屋上広告物について、「地上から設置位置までの高さ」を測定する際に、地面に傾斜がある場合、一番地面高が高いところで測定するのか、低いところで測定するのか。



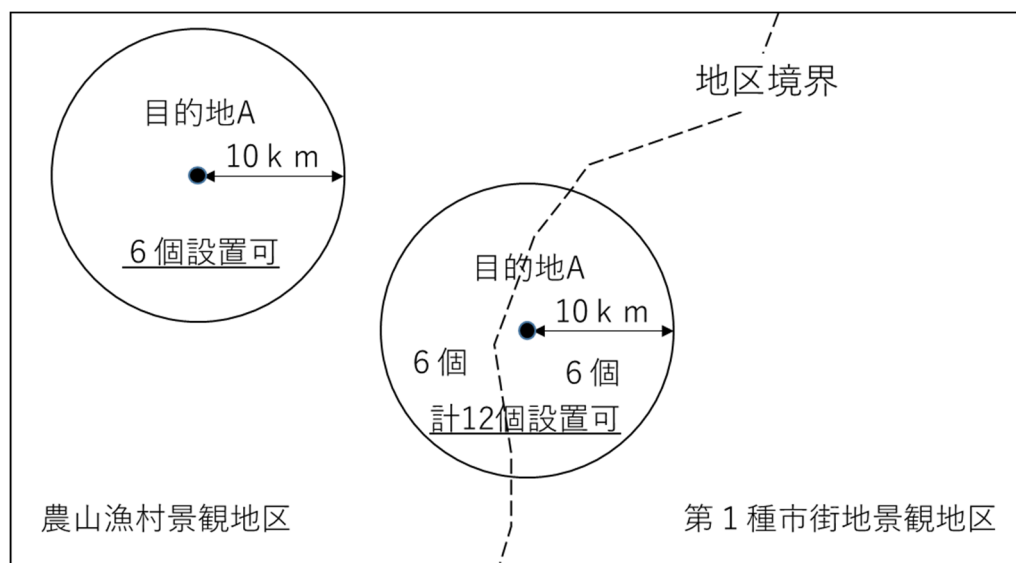
建物周辺の地面高の平均から設置位置までの高さでもって測定すること。

No 80 【案内誘導広告物の設置数制限について】

案内誘導する目的地からの距離が10km以内において、地区毎に6個の案内誘導広告物の設置が認められているが、この範囲内において、地区境界がある場合、それぞれの地区において6個設置することは可能か。

各地区毎に6個設置することが可能とする。

ただし、案内誘導する目的地から10kmの範囲内において設置が可能となるもの。



(参考図)

No 81 【建築物利用広告物の投影面積の割合の算定について】

自家用広告物（10㎡以下）で適用除外とした場合、建築物の投影面積に対する広告物の割合基準を確認する際、当該自家用広告物も投影面積に含むか。

適用除外の自家用広告物は投影面積に含まない。

条例第7条第1項第7号により、条例第6条の規定は適用除外とされている。規則で定める許可基準（建築物の投影面積に対する広告物の割合基準等。（別表関係））は条例第6条に基づくものである。条例第6条が適用除外とされているため、規則別表の規定も当然適用除外となるもの。

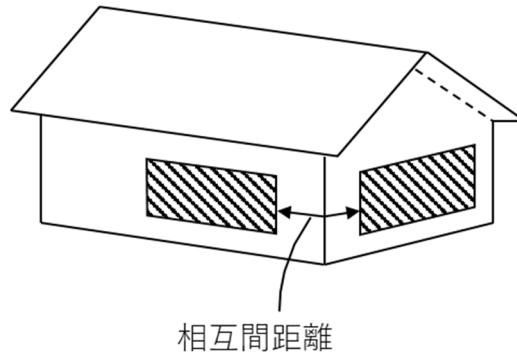


No 82 【異なる壁面における相互間距離】

異なる壁面に独立した表示内容の広告板が接して設置してある場合、相互間距離（0.2m以上）がなくても設置可能か。

設置（許可）不可。

広告板の相互間距離の規定は、同一壁面における広告板のみに適用されるのではなく、異なる壁面に設置される広告板にも適用される。この運用では、表示内容が独立しているか否かは関係ない。



No 83 【建築物利用広告物における投影面積の考え方（立面的）について】

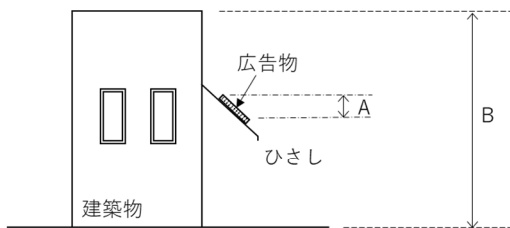
壁面に対する投影面積の割合算定の取扱いはどのようにすべきか。

原則、水平面に垂直な面に対する投影面積として取扱う。

ただし、当該広告物の表示が、明らかに上空・高架等に向けて行っているものについては、個別に判断する。（図参照）

（立面）

①



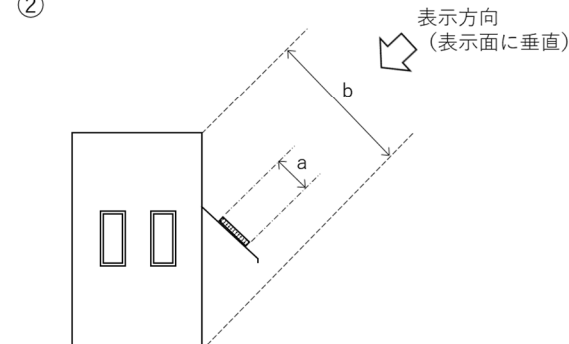
【投影面積の基準】

※幅は単位幅としている。

※基準値の上限は地域区分による。

$$A/B \leq 0.15 \sim 0.30$$

②



$$a/b \leq 0.15 \sim 0.30$$

申請者が広告物をどの方向から視認させる意図で表示しているのかを考慮し、投影面積の取扱いを判断すること。

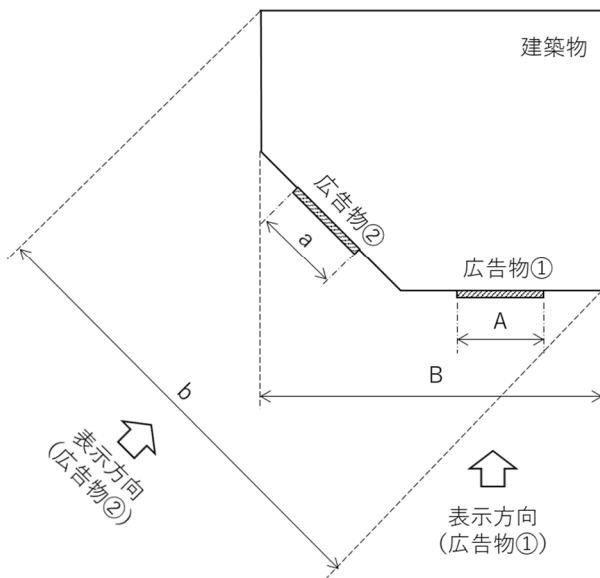
No 84 【建築物利用広告物における投影面積の考え方（平面的）について】

平面的に四角形ではない建物において、壁面に対する投影面積の割合算定の取扱いはどのようにすべきか。

申請者が広告物をどの方向から視認させる意図で表示しているかを考慮し、投影面積の取扱いを決めるのが望ましい。図1のように表示方向が異なる場合は、それぞれの表示方向から見た建築物の投影面積に対して、もう一方の表示方向が異なる広告物の面積は分子として考慮しない。

一方、図2のように表示方向が同一である場合は、表示方向から見た建築物の投影面積に対して、両方の広告物の面積の合算値を分子として割合算定する。

(平面)



【投影面積の基準】

※高さは単位高さとしている。  
※基準値の上限は地域区分による。

広告物①

$$A/B \leq 0.15 \sim 0.30$$

⇒ 広告物②の投影面積は考慮しない。

広告物②

$$a/b \leq 0.15 \sim 0.30$$

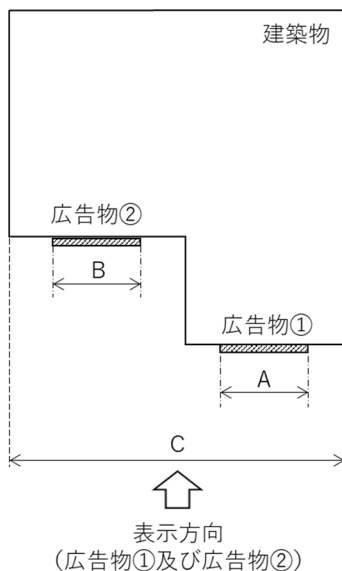
⇒ 広告物①の投影面積は考慮しない。

申請者が広告物をどの方向から視認させる意図で表示しているのかを考慮し、投影面積の取扱いを判断すること。

このケースでは表示方向が広告物①と広告物②で異なることから、それぞれの投影面積の検討から除外している。

図1

(平面)



広告物①及び広告物②  

$$(A + B)/C \leq 0.15 \sim 0.30$$

このケースでは表示方向が広告物①と広告物②で同じであることから、建築物の投影面積に対する広告物面積は広告物①と広告物②の合算値となる。

図2

No 85 【案内誘導広告物の観光地等からの距離規制（10km以内）について】

案内誘導広告物の許可基準、「案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。」について、「10km」とは、直線距離で10km以内か、若しくは、実際の道のりで10km以内か。

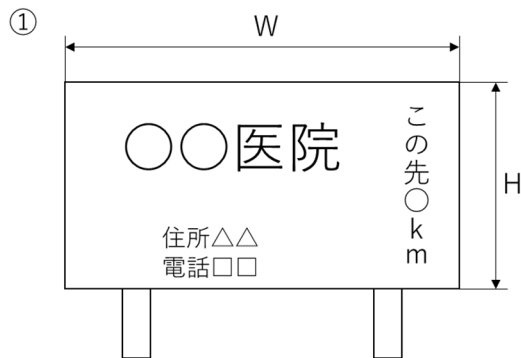
直線距離で10km以内。

表示内容が道のりで記載される場合、10kmを超える表示としてよい。

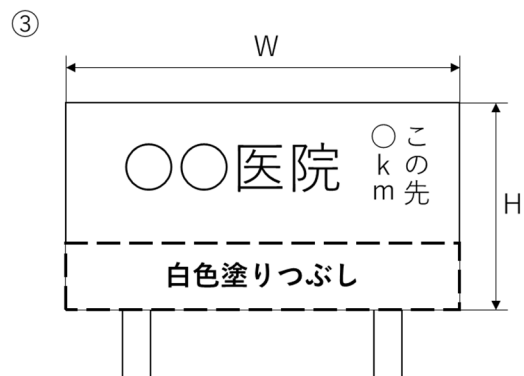
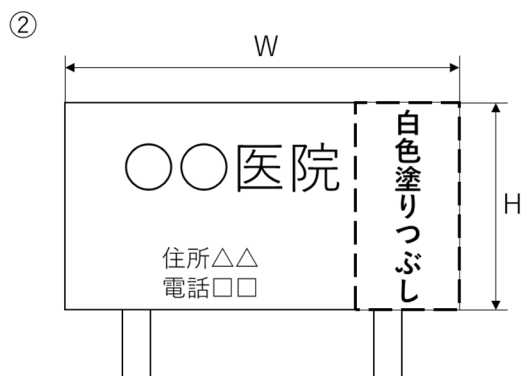
No 86 【建植広告物の表示面積（表示面の一部が白色塗りつぶし）について】

建植広告物の表示面の一部を白色で塗りつぶした場合、当該白色塗りつぶし箇所は表示面積に含めないこととなるか。

表示板全体が表示面積となる。（一枚の表示板のうち、白色塗りつぶし部分を表示面積からは除外できない。）



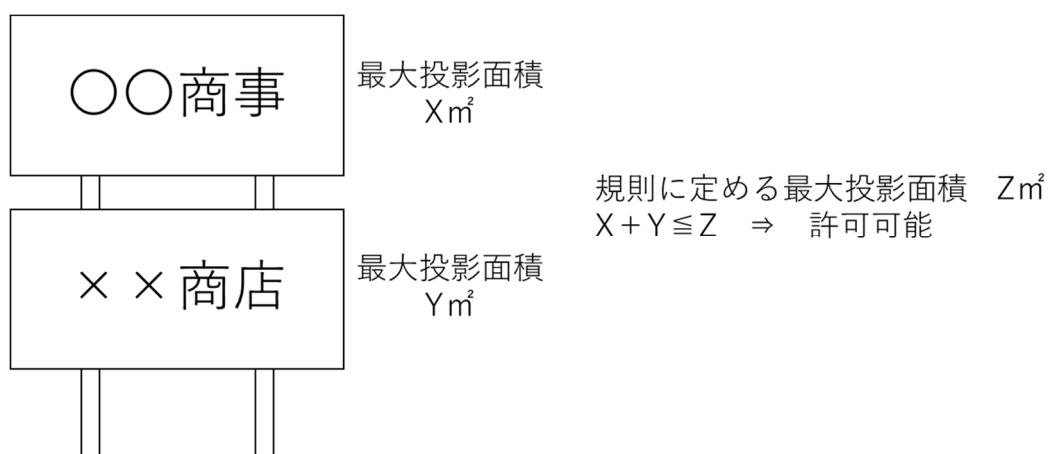
①、②、③の全てにおいて  
表示面積  $A = W \times H$   
※一部白塗りつぶしの有無に関係なし



No 87 【複数社による集合看板（建植広告物）の投影面積基準について】

一つの建植広告物に、複数の社名が表示されている場合、表示面の最大投影面積の基準は、各社毎に基準内であれば良いのか。あるいは、一つの建植広告物全体として基準内でなければならないのか。

一つの建植広告物全体の最大投影面積で判断すること。※複数社合計の表示面の最大投影面積が基準に適合しているかによる。



No 88 【表示目的が混在している広告物の取扱いについて】

1 広告物において、“案内誘導”と”案内誘導以外の表示（自家用・公共目的・その他）”が混在している場合、許可基準（最大投影面積、設置可否）はどのように判断するのか。

①表示面の最大投影面積

広告物の表示面全体とする。（表示内容が案内誘導か、それ以外かは関係なく判断する。）

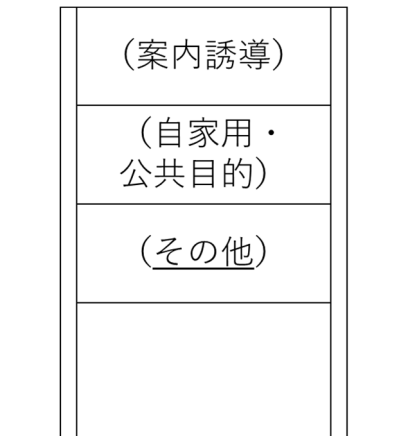
②広告物の表示目的（どの目的の広告物が設置可能な地区であるかの判断）

複数の表示目的（案内誘導とそれ以外（自家用・公共目的・その他））がある 1 広告物とする。

※“案内誘導”と“それ以外”の表示部分について、どちらが主たるもので1 広告物全体としての表示目的を判断するのではなく、複数の表示目的がある 1 広告物とする。

Ex.) 自然・農山漁村・第 1 種市街地景観地区においては、自家用・公共目的・案内誘導のいずれかの目的でなければ設置が出来ない地区であることから、1 広告物中に自家用・公共目的・案内誘導以外の表示部分がある場合は、設置不可となる。

(参考)



(設置不可)

- ・ 自然景観地区
- ・ 農山漁村景観地区
- ・ 第一種市街地景観地区

(設置可)

- ・ 第二種市街地景観地区
- ・ 第三種市街地景観地区

No 89 【複数の景観地区等にまたがって表示等される屋外広告物の許可基準について】

広告物を表示しようとする地域又は場所の区分（条例第6条第2項及び規則第5条の4の規定によるもの。以下「区域区分」という。）に応じて許可基準が異なっているため、複数の区域区分にまたがって表示等される場合の許可基準はどのように適用すればよいか。

- ①敷地又は建築物上に複数の区域区分の境界線がある場合
- ②屋外広告物上に複数の区域区分の境界線がある場合

① 敷地又は建築物上に区域区分の境界線がある場合

⇒それぞれの区域区分の基準を適用。

② 屋外広告物上に区域区分の境界線がある場合

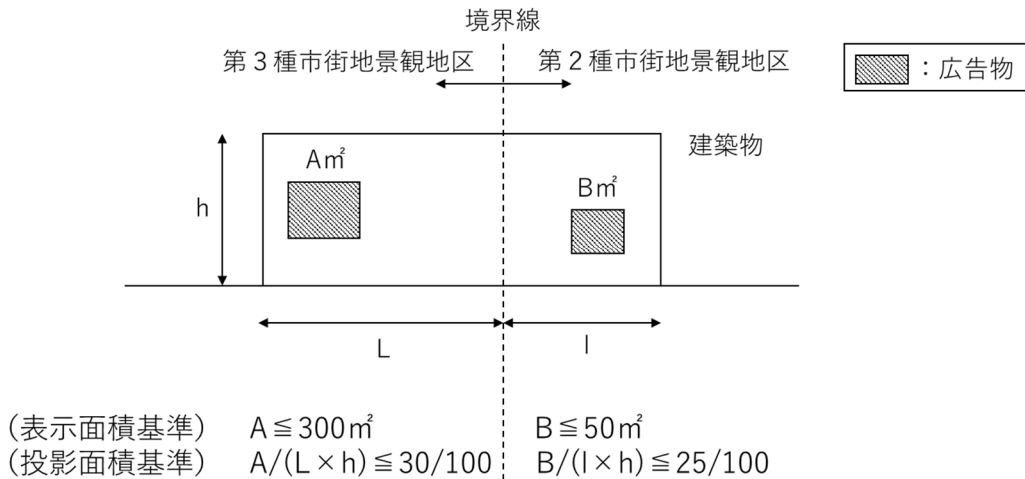
⇒「広告物の表示面積の基準」及び「建築物利用広告物における壁面割合基準（15～30%）」については、区域区分毎に適用。

⇒「1広告物としての合計表示面積（1広告物につき、複数の区域区分にまたがった部分の合計表示面積）の基準」は、当該またがっている複数の区域区分毎の基準のうち、最大のものを適用。

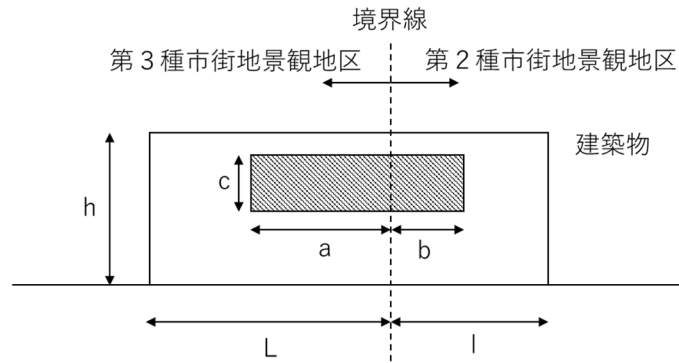
※建植広告物等においては、上記の表示面積を最大投影面積と読み替える。

【建築物利用広告物】

① 敷地又は建築物上に区域区分の境界線がある場合

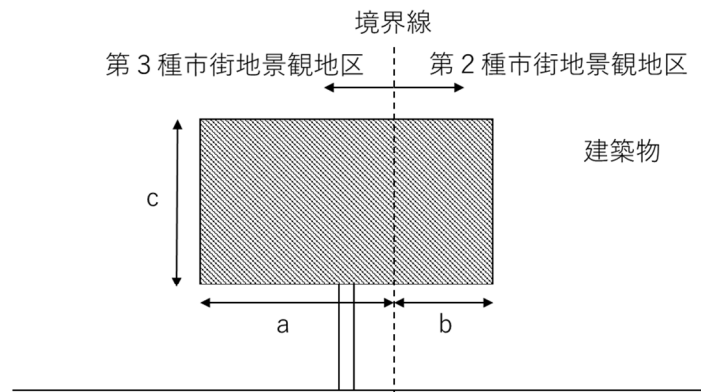


② 屋外広告物上に区域区分の境界線がある場合



(地区毎表示面積基準)  $a \times c \leq 300\text{m}^2$        $b \times c \leq 50\text{m}^2$   
 (地区毎投影面積基準)  $(a \times c)/(L \times h) \leq 30/100$        $(b \times c)/(l \times h) \leq 25/100$   
 (合計表示面積基準)  $(a+b) \times c \leq 300\text{m}^2$

【建植広告物等】



(地区毎表示面積基準)  $a \times c \leq 30\text{m}^2$        $b \times c \leq 20\text{m}^2$   
 (合計表示面積基準)  $(a+b) \times c \leq 30\text{m}^2$

No 90 【相互間距離の適用について】

建築物利用広告物、及び建植広告物等に関して、2つの広告物のうち、一方が、条例第7条第1項の適用除外の自家用広告物に該当する場合、相互間距離の基準は適用されるか。

適用除外広告物は相互間距離の基準対象外となる。

## 15 別に定める様式関係

### No 91 【許可申請の申請者について】

屋外広告物等表示等許可申請書における申請者について、“本社”ではなく“支店・営業所等”とすることは可能か。

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載することとして申請書様式を定めているため不可。

ただし、支社・支店・営業所等（以下「支社等」という。）の長が代理となる場合には、当該支社等の長による申請が可能。この場合、申請書の申請者欄には、本社の社名・所在地・代表者名を記載のうえ、当該支社等の長に係る支社等名・代表者名の記載が必要となる。

上記、支社等の長による申請の場合であっても、許可の相手方（許可証に記載の相手方）は、本社となる。

ただし申請者が会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 10 条で規定する支配人に該当する場合は、その者を申請者とすることができる。この場合法人登記簿（写しでも可）を申請書に添付する。